

# 介護老人保健施設 **うえのしば** 入所利用料金案内（30日あたり）

◆介護保険費用（1割負担額）

2015.8.1～ 適用

※介護保健施設サービス費（円） 1割負担の方

※介護保健施設サービス費（円） 2割負担の方

ユニット型個室 1日	30日あたり	
要介護1	885	26,550
要介護2	966	28,980
要介護3	1,079	32,370
要介護4	1,155	34,650
要介護5	1,229	36,870

ユニット型個室 1日	30日あたり	
要介護1	1,770	53,100
要介護2	1,931	57,930
要介護3	2,158	64,740
要介護4	2,310	69,300
要介護5	2,458	73,740

※平成27年8月より介護保険負担割合証が交付され、介護保険サービスをご利用の際は介護保険証と介護保険負担割合証を必ず2枚ともサービス事業者に提示してください。ご提示いただけない場合、サービスの利用ができない場合や正確な請求ができなくなります。

◆高額介護サービス費（円）

所得段階	30日あたり
第1段階	15,000
第2段階	15,000
第3段階	24,600
第4段階	37,200
現役所得並	44,400

◆居住費（円）

所得段階	ユニット型個室	
	1日あたり	30日あたり
第1段階	820	24,600
第2段階	820	24,600
第3段階	1,310	39,300
第4段階	1,970	59,100

◆食費（円）

所得段階	1日あたり	30日あたり
第1段階	300	9,000
第2段階	390	11,700
第3段階	650	19,500
第4段階	1,540	46,200

（介護保険費用の月額負担上限額）

◎所得に応じて、それぞれに利用者負担額の設定があります（申請が必要）。

利用者負担段階	条件
第1段階	市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者
第2段階	市民税非課税世帯で<合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円以下>を満たす者
第3段階	市民税非課税世帯で利用者負担第2段階以外の者
第4段階	市民税課税世帯（上記以外の方）
現役所得並	同一世帯内の65歳以上で課税所得が145万円以上の者がいる場合（ただし、同一世帯内に65歳以上の方が一人の場合：その方の収入が383万円未満か、同一世帯内に65歳以上の者が2人以上：それらの方の収入合計が520万円未満の場合はその旨を市区町村にあらかじめ申請することで上限額37200円になります。）

◎高額介護サービス費は市町村によって「償還払い」「受領委任払い」の方法があります（申請必要）。

◎「居住費・食費」において、利用者負担段階第1～3段階の方は市町村に申請する事によって「負担限度額認定証」が発行されます。

この認定証を施設にご提示頂く事によって、「居住費・食費」の支払額が、各段階の負担限度額まで軽減されます。

◆その他の費用

※基本費用

（30日あたり）

・日用品費（共有部分における石鹸・シャンプー・リンス等）	200 円/日	6,000 円/月
・教養・娯楽費（レクリエーション・クラブ活動・新聞・雑誌等）※1	150 円/日	4,500 円/月

※1 特別な行事などの場合は別途実額徴収あり

※その他のサービス費用

・衣服リース代	700円/日	21600円/月	月定額
・19型テレビレンタル《税込み》	216円/日	6480円/月	
・40型テレビレンタル《税込み》	432円/日	12960円/月	
・電気使用料（電気毛布、加湿器など個人的なコンセント使用機器1個につき）《税込み》	108 円/日	3240円/月	30日当たり